

## 随意契約理由書

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 件名   | 中央卸売市場本場塩干用・まぐろ用冷凍機ユニット整備業務          |
| 契約の相手方   | 株式会社 前川製作所                           |
| 根拠法令   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当             |
| 随意契約の理由  |                                      |
| <p>本場内に設置の低温卸売場用冷凍機ユニットであり、市場運営には欠かせない重要設備として、適正な整備により安定的に稼働させることが必要である。</p> <p>なお、本設備は、上記業者により製造・製作されたものであり、同社独自のシステムで構成されている。整備業務の実施にあたっては、設備の内部構造等は同社しか知り得ないものであり、整備及び交換する部品等の調達が他社ではできないため、上記業者でしか履行ができない。以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p> |                                      |
| 担当部署<br>(問合せ先)   | 経済観光局中央卸売市場運営本部本場管理係 (電話番号 672-8157) |